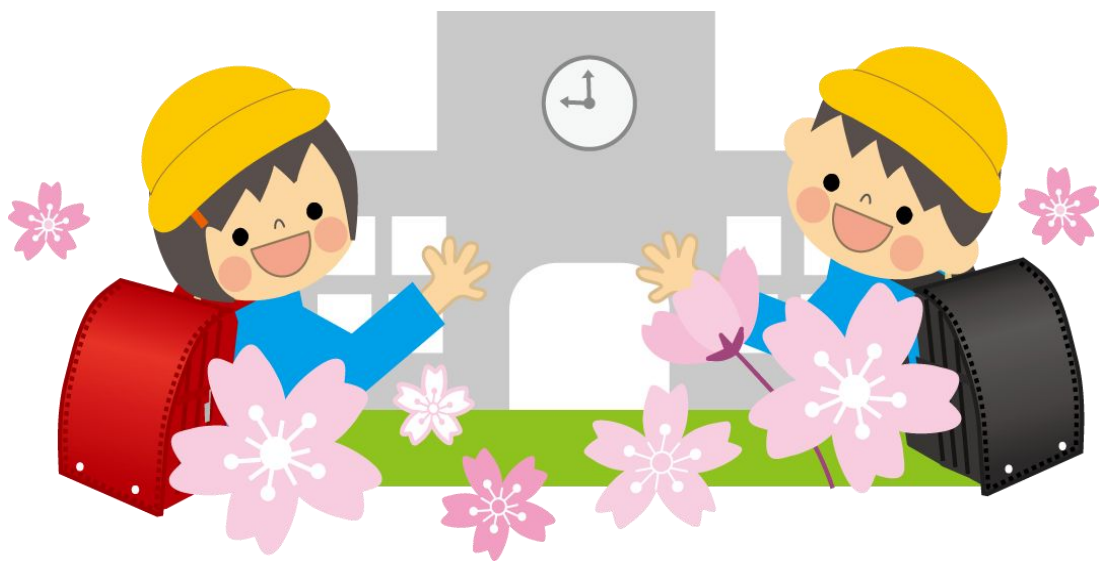


放課後キッズクラブ 入会のしおり

2019年度版



**深谷小学校放課後キッズクラブ
運営法人 株式会社 理究キッズ**

(注) 本案内の内容は、2018年12月時点で作成したものです。



目 次

放課後キッズクラブ入会のしおり

第1章	放課後キッズクラブの概要	
1-1	放課後キッズクラブとは	1
1-2	運営法人 株式会社理究キッズについて	1
1-3	放課後キッズクラブの活動	1
1-4	放課後キッズクラブを利用できるお子さん	1
第2章	利用区分・費用について	
2-1	利用区分・利用料等・支払方法	2
2-2	おやつについて	3
第3章	利用申し込み・手続きについて	
3-1	利用申し込みに必要な書類	4
3-2	個人情報の事前登録	5
3-3	口座情報の登録	5
3-4	傷害見舞金制度	8
3-5	申し込み手続きの締切日	9
3-6	利用開始日	9
3-7	利用の決定	9
第4章	緊急時の対応について	
4-1	警報発表時の対応について	10
第5章	利用にあたって	
5-1	広報誌『キッズ通信』	11
5-2	『利用予定表』の事前提出	12
5-3	『参加カード』の提出	13
5-4	利用当日の流れ	14
第6章	その他	
6-1	ご意見・ご要望等について	16
6-2	お問い合わせ先	16
(参考資料)		
• 保護者説明会でのQ&A		
• 放課後キッズクラブ利用申込書 記入例		
• 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書 記入例		
• 就労(予定)証明書 記入例		
• 傷害見舞金制度負担金のお振り込みと放課後キッズクラブの 利用申し込み方法について		
• 傷害見舞金制度に関するQ&A		

第1章 放課後キッズクラブの概要

1-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、すべての子どもたちを対象にして、小学校施設を活用し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的とした事業です。深谷小学校放課後キッズクラブは、戸塚区が選定した法人（株式会社理究キッズ）が運営を行っています。

1-2 運営法人 株式会社理究キッズ（理究グループ）について

- ①横浜国立大学発達心理学、児童心理学の故・伊藤忠彦先生の研究チームが発祥の38年目の企業です。本社は横浜駅東口、県内を中心におよそ100拠点。国内外に会員が2万人いらっしゃいます。
- ②「0歳からの生涯教育」をスローガンに掲げ、教育サービス業を営んでおります。
 - ・横浜市認可保育園を中心に、パレット保育園 を運営（0～6歳）
 - ・幼児教室 どんちゃか幼児教室、小学校受験 理英会 を運営（0～6歳）
 - ・学習塾 国大Qゼミ を運営（7～18歳）
 - ・学童保育 横浜市放課後キッズクラブ 47校 を運営（2019年1月現在。4月以降は58校）
 - ・学童保育 横須賀市放課後児童クラブ 1校 を運営予定（2019年4月から）
 - ・学童保育 私立小学校アフタースクール 4校 を運営
- ③小学生に安全で、楽しくためになるプログラムを提供でき、また保護者様に安心していただける万全な事務機能を備えた企業です。
皆さまのご期待に添えるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

1-3 放課後キッズクラブの活動（活動場所・開所日・開所時間）

活動場所	開所日	開所時間	
A棟4階キッズ専用ルーム ※その他、体育館や校庭など学校施設をお借りすることもあります	下記日程を除き、毎日 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日 (3) 12月29日～1月3日 ※その他、学校長より閉所要請を受けた日や天災の影響等で閉所する場合があります。	月曜日から金曜日	放課後～午後7時まで
		土曜日・学校代休日 学校長期休業日	午前8時30分～午後7時
		※土曜日や平日午後5時以降等で、利用希望がない場合は、閉所または開所時間を短縮することがあります。	

児童の自主性を重視しながら、楽しくてためになるプログラムなどを実施します。

1-4 放課後キッズクラブを利用できるお子さん

放課後キッズクラブは、深谷小学校に通学している1年生から6年生までのお子さんが利用できます。また、深谷小学校の通学区域内に居住している国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学しているお子さんも利用できます。

第2章 利用区分・費用について

2-1 利用区分・利用料等・支払方法

放課後キッズクラブには、【[利用区分1](#)】と【[利用区分2](#)】の2種類の利用区分があります。利用申し込みの際に、利用方法や保護者の就労状況等を踏まえ、登録する区分を選んでください。利用区分は変更する前月末までに「[利用区分変更申込書](#)」をご提出いただくことにより、年度の途中であっても月ごとに変更することができます。（月途中の変更はできませんのでご注意ください）

	利用区分1	利用区分2
定員	なし	あり（定員：81人）
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> ・深谷小学校に通学しているお子さん ・深谷小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学しているお子さん 	利用区分1の条件に加え、 留守家庭児童 であること ★留守家庭児童とは… <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により、お子さんが帰宅する時間に週1日以上家庭にいない ・健康上の理由等により、保護者が昼間家庭にいてもお子さんの健全育成ができる状態にない
利用時間	平日 ：放課後～午後5時まで※ 土曜日及び学校長期休業日 ：午前8時30分～午後5時まで※ ※下部「 利用料 」の項参照	平日 ：放課後～午後7時まで 土曜日及び学校長期休業日 ：午前8時30分～午後7時まで
利用料	<u>利用料：無料</u> ※ ※定員内であれば午後5時を過ぎても利用することができますが、1回800円の利用料＋おやつ代（1回100円）がかかります。 ※午後5時を過ぎてのお迎えは、費用が発生することをご承知おきください。	<u>利用料：月額5,000円</u> ※ ※ 減免制度 （P. 3参照）あり ★利用の有無に関わらず、利用区分2に登録することにより月額5,000円がかかります。 ★月額の利用料のほか、おやつ代（1回100円）が利用日数分がかかります。
プログラム参加費（材料費等）	実費相当額（その都度案内・申込制）	
傷害見舞金制度負担金	お子さん1人につき年額500円	

【利用料とおやつ代の支払方法】

ご登録いただきました指定口座から自動引き落としとなります。利用料・おやつ代は翌月27日に、プログラム参加費は指定日（P. 5「3-3」参照）に指定口座から自動引き落としさせていただきます。引き落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引き落としとなります。

【利用料減免制度について】

放課後キッズクラブには、利用料の減免制度があります。減免対象となるのは、利用区分2の月額利用料（月額5,000円⇒月額2,500円）のみです。おやつ代・プログラム参加費等の実費や利用区分1の一時利用料（1回800円）については、減免対象外となります。

※減免制度対象世帯の方は、世帯の状況により、次の書類の提出が必要です。利用申込書を放課後キッズクラブへ提出する際に、あわせて提出してください。

世帯の状況	提出が必要な書類
生活保護世帯	<u>保護証明書【原本】</u> 又は <u>生活保護費支給証【写し】</u> ※保護証明書は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）
市民税所得割非課税世帯	次のいずれかの書類 ① <u>市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】</u> ※区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ② <u>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</u> ※区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③ <u>給与所得等に係る市民税・県民税【写し】</u> ※勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ★利用料の減免を受けようとする月によって、必要な各種証明書の年度が異なります。詳細は深谷小学校キッズクラブにお問い合わせください。
寡婦（夫）控除をみなし適用した場合に市民税所得割非課税となる世帯（※）	<u>横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書</u> ★詳細は、横浜市こども青少年局放課後児童育成課（TEL：671-4068）へお問い合わせください。

※以下の①～③すべてに該当する方は、横浜市こども青少年局放課後児童育成課（TEL：671-4068）へお問い合わせください。

- ①一度も結婚したことがない ②0～19歳の子どもがいる ③収入が少ない

なお、控除の再計算の結果、合計所得金額が125万円以下の方が、利用料減免対象となります。詳細は「横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に伴う減免措置のご案内（別紙）」をご覧ください。

2-2 おやつについて

午後5時を過ぎても利用するお子さんにはおやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「利用児童の健康状態等の配慮すべき事項（アレルギー等）」に記入し、「学校生活管理指導表」の写しと合わせて放課後キッズクラブに提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

なお、おやつの持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

第3章 利用申し込み・手続きについて

3-1 利用申し込みに必要な書類 ※年度ごとに提出

放課後キッズクラブの利用にあたっては、次の手順で利用申し込みをお願いします。

- (1) 傷害見舞金制度負担金の振込み (傷害見舞金についてはP. 8 「3-4」参照)
放課後キッズクラブで配付している傷害見舞金専用の『払込取扱票』に必要な事項を記入し、傷害見舞金制度負担金を、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局のATMでお支払いください。
- (2) 『振替払込請求書兼受領証』又は『ご利用明細票』を『放課後キッズクラブ利用申込書』へ貼付
傷害見舞金制度負担金をお支払いいただいた後は、受け取った『振替払込請求書兼受領証』(窓口の場合)又は『ご利用明細票』(ATMの場合)のコピーをとり、コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に貼付してください。
なお、手元に残った『振替払込請求書兼受領証』(窓口の場合)又は『ご利用明細票』(ATMの場合)の原本については、ご家庭で保管してください。
- (3) 書類の準備 (※提出期限はP. 9 「3-5」参照)
利用申し込みに必要な書類を揃えてください(登録を希望する利用区分や保護者の就労状況等によって提出書類が異なります)。
 - ・利用区分1への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書
 - ・利用区分2への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書+各種証明書等

【利用区分2に登録する際に必要な各種証明書等】

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	
勤務予定者	<u>就労(予定)証明書</u>
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> ※診断書を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u>
在学中(中学生、高校生除く)	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書*</u> ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。

※証明書等をご提出いただけない場合は、利用区分2への登録はできません。

利用区分1への登録となります。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※各種証明書用紙は、放課後キッズクラブに用意しています。

3-2 個人情報の事前登録 ※初回のみ・卒業まで有効

運営法人：株式会社理研キッズへのメールアドレス等の個人情報の登録をお願いしております。
スマホ・パソコン専用フォームからご登録いただきます。

登録が完了しますとお子さんの生徒番号が発行されメールが届きますのでご確認ください。

【登録期限】 利用申込書の提出前日まで ※利用申込書提出期限はP. 9 「3-5」参照

【対象】 キッズクラブに初めてご登録されるお子さん

【個人情報の登録サイトについて】

下記のURLをご入力、または右記QRコードをスマホで読み取ってご入力ください。



URL <https://www.manabiyoyaku.com/kids>

ご登録により、以下のサービスを4月以降、準備ができ次第の配信いたします。（すべて無料）

①入退室メールサービス
お子さんがキッズルームに入室した際・退室した際に、 ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。
②一斉お知らせメールサービス
放課後キッズクラブからのお知らせメールが届きます。 （開所・閉所情報、緊急対応、プログラム等の持ち物など）
③利用料明細メールサービス
自動引き落としされる利用料の明細が引き落とし日前にメールが届きます。

【注意】 迷惑メール防止のためのドメイン指定等をされている場合は、以下のドメインからのメール受信を許可いただきますようお願いいたします。

@riq.co.jp と @manabiyoyaku.com

※ご登録にあたって、ご不明な点などがありましたら下記までお問い合わせください

運営法人 株式会社 理研キッズ TEL：0800-800-1149

3-3 口座情報の登録 ※初回のみ・卒業まで有効

放課後キッズクラブでは現金のやり取りを一切しません。放課後キッズクラブでの利用料等はすべてご登録の口座より自動引き落としとなります。（登録料無料・引き落とし時手数料100円）
スマホ・パソコン専用フォームからご登録いただきます。

【登録期限】 1月15日から利用申込書の提出期限前日まで ※利用申込書提出期限はP. 9「3-5」参照

【対象】 キッズクラブに初めてご登録されるお子さん

【口座情報の登録サイトについて】 理研キッズHPにて1月15日からご案内いたします
次ページの【口座情報登録の流れ】もご参考ください

【お引き落とし日】

- ① 利用区分2の月額利用料・利用区分1の午後5時を過ぎたの単発利用の利用料・おやつ代
利用実績のあった月の翌月27日に引き落としとなります。前日までに口座にご入金ください。
- ② プログラム参加費
半年に一度、その期間の合計額がまとめて引き落としとなります。
 - ・3～8月の参加費：9月27日に引き落とし
 - ・9～2月の参加費：3月27日に引き落とし

【口座情報登録の流れ】

①下記のURLをご入力、または右記QRコードをスマホで読み取ってご入力ください。

理研キッズHP URL <https://riq-gakudou.com/apply>



②上記、理研キッズHPより、口座情報の登録サイトへアクセスしてください。

③「お子さんの生徒番号」・「口座名義人氏名」・「口座名義人フリガナ」・
「ご登録メールアドレス」・「口座名義人生年月日」をご入力いただきます。

④info@nekonet.co.jpより「URLの書かれたメール」と「パスワードの書かれたメール」の
2通が送信されます。※受信設定等をされている場合は受け取れるような設定をお願いします

⑤1通目のメール内のURLをクリックして、金融機関選択サイトのログイン画面へアクセスします。

⑥「お子さんの生徒番号」と、別メールでご案内した「パスワード」を入力してログインします。

⑦Web口座振替受付サービスでの入力内容を確認して「次へ」を押します。

⑧口座振替を申し込む金融機関を選択します。

⑨画面に表示された内容を入力します。（入力内容は選択された金融機関によって異なります）

⑩入力内容確認画面で「金融機関へ」を押して、金融機関の登録サイトへ移動し、ご案内に従って、
手続きを進めてください。

⑪手続きが完了すると、info@nekonet.co.jpより受付完了メールが届きますのでご確認ください。

※以下の時間帯はメンテナンスのため、ご利用できません。ご注意ください。

- ・毎月第4日曜日 午後11時～翌月曜日 午前9時
- ・1月・4月・7月・10月の最終火曜日 午前1時～午前6時
- ・その他金融機関によってご利用できない時間帯があります。

※従来型携帯電話（いわゆる「ガラケー（フィーチャーフォン）」）には対応していません。

登録専用紙をご用意しておりますので、キッズクラブまでお申し出ください。

※登録を進めていくと、各金融機関の登録サイトへ移動します。

→金融機関により必要な情報が異なります。事前にご確認される際には下記サイトをご参照ください。（右記QRコードをスマホを読み取っていただいてもご覧いただけます）

URL http://www.muf.bk.mufg.jp/collect/net_bank.html



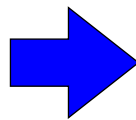
※きらぼし（旧：八千代）銀行・神奈川銀行などの一部地方銀行、横浜信用金庫などの一部信用金庫、信託銀行等、一部の金融機関は口座情報登録サイトよりご登録いただくことができません。詳細は本ページ上部の理研キッズHPよりご確認ください。
上記金融機関のご利用をご希望の方は、専用紙にてご案内いたします。放課後キッズクラブまでご相談ください。

放課後キッズクラブ新規利用申込の流れ

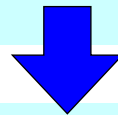
【1】事前に個人情報・口座情報をご登録ください

- (A) 個人情報をご登録ください ※スマートフォン・パソコンにて入力可能
※初回のみ登録必要、卒業まで有効（年度更新不要）

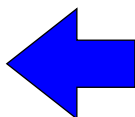
① P. 5のQRコードを読み取るかURLを入力して、専用フォームを開いてください。



② 専用フォームにてメールアドレスを入力し、仮登録を行ってください。



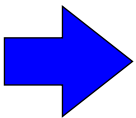
④ 本登録完了後、お子さんの「在籍番号」を登録完了メールにて受け取ってください。（B）で使用します。



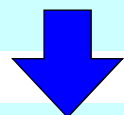
③ 仮登録後、本登録の案内メールが届くので、本登録を行ってください。

(B) 口座情報をご登録ください ※1月15日～

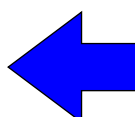
① P. 6 上部のQRコードを読み取るかURLを入力して、専用フォームを開いてください。



② 専用フォームにてメールアドレスを入力し、各金融機関の登録ページにお進みください。



④ 受付完了メールが届きましたら、登録完了となります。



③ 必要な情報の入力をしていただくと、登録確認メールが届きます。

※メールを受け取るために以下のドメインからメール受信ができるようご設定をお願いします
「@riq.co.jp」「@manabiyoyaku.com」「@nekonet.co.jp」

※スマートフォン・パソコンのない方は

個人情報登録→「0800-800-1149」までご相談ください

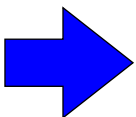
口座情報登録→キッズクラブに専用紙をご用意いたしますので、お申し出ください

※P. 6 下部・理究キッズHPにてWEBより登録のできない金融機関を記載しております。該当の金融機関での登録ご希望の方は、専用紙でのご登録をご案内します。放課後キッズクラブスタッフまでお申し出ください。

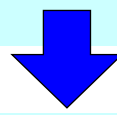
【2】必要書類をご準備いただき、ご提出ください

(A) 必要書類をご用意ください。

① 傷害見舞金制度負担金 500 円をゆうちょ銀行にてお振込ください。（入会のしおりP. 22～24参照）



② 振込明細書を受け取り、コピーをとります。そしてコピーを利用申込書に右下の所定枠に貼ってください。

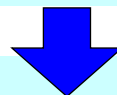


※【利用区分2】の方は加えて、各種証明書が必要になります。（入会のしおりP. 4参照）キッズルームに書類をご用意していますので、取りにお越しくください。

③ 利用申込書に必要な事項を記入してください。（入会のしおりP. 18～19参照）

(B) 放課後キッズクラブまでお越しください。

④ 放課後キッズクラブにて「利用申込書」をスタッフにお渡しください。
※【利用区分2】の方は加えて、各種証明書が必要です。



3-4 傷害見舞金制度

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、傷害見舞金制度にご加入いただくとともに、傷害見舞金制度負担金（お子さん1人につき年額500円）を負担していただきます。
放課後キッズクラブで配付している専用の『払込取扱票』にて、傷害見舞金制度負担金をお支払いいただき、放課後キッズクラブの利用申し込み手続きをしてください。
また、「傷害見舞金制度負担金のお振り込みと放課後キッズクラブの利用申し込み方法について(P. 22)」及び「傷害見舞金制度に関するQ&A (P. 23~24)」も、あわせてご一読ください。

以下の内容は2018年度の内容です。
[2019年度の内容に変更がある場合は、分かり次第速やかにお知らせします。](#)

【傷害見舞金制度とは】

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による怪我で、児童が医療機関等を受診した場合に、見舞金を支払われる制度です。

- (1) 傷害見舞金制度負担金
お子さん1人につき年額500円
- (2) 傷害見舞金

内容	見舞金額※
通院（1日目から）	3,000円/日
入院（1日目から）	4,000円/日
死亡	250万円
後遺障害	7万5千円~250万円

※見舞金制度のため、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

- (3) 対象となる事故の範囲
 - ① 放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
 - ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

- (4) 支払方法
ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。
なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替※ができます。
※相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

- (5) その他
 - ・利用申し込みの際に提出していただいた個人情報については、見舞金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
 - ・市内で転校し、転校前に傷害見舞金制度負担金をお支払いいただいている場合は、新たに傷害見舞金制度負担金をお支払いいただく必要はありません。

3-5 申し込み手続きの締切日

下記の日程までにご準備のうえ、申し込み手続きを行ってください。

	利用区分1への登録を希望する方	利用区分2への登録を希望する方
新1年生	2019年4月5日(金)	2019年3月16日(土)
新2~新6年生	2019年3月16日(土)	2019年3月16日(土)

(以降も随時受け付けますが、できるだけお早めをお願いします。)

3-6 利用開始日

新1年生の利用開始日は、登録する利用区分によって異なります。

	利用区分1	利用区分2
新1年生	<p><u>4月15日(月)から利用できます。</u></p> <p>※利用区分1のお子さんであっても、午後5時を過ぎての利用が見込まれる場合は、1回800円の利用率+おやつ代(1回100円)をお支払いいただくことで、4月1日からの利用が可能です。</p> <p>※4月15日(月)以前は、<u>午後5時以前に帰宅するおさんは利用できません。</u></p>	<p><u>4月1日(月)から利用できます。</u></p> <p>※利用にあたっては、<u>必ず保護者の責任で送迎を行ってください。</u></p> <p>※児童の状況を把握するため、<u>事前に放課後キッズクラブスタッフと面談を行います。</u></p>
新2~新6年生	<p><u>4月1日(月)から利用できます。</u></p> <p>※利用申込書を提出締切日までにご提出ください。</p>	

3-7 利用の決定

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合等は、放課後キッズクラブ又は運営法人株式会社理研キッズから事前にご連絡させていただきます。

特に連絡がない場合には、原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

放課後キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けて準備をお願いします。
次ページ以降の利用方法等をご確認いただき、安全・安心な放課後キッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくをお願いします。

第4章 緊急時の対応について

4-1 警報発表時等の対応について

(1) 「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」・「降灰予報」発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応
学校がない日		午前7時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、 <u>利用区分2の児童のみ受け入れ</u> を行います。 なお、利用する場合は、 <u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です</u> 。
学校がある日	登校前	午前7時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 <u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります</u> 。 放課後キッズクラブも開所せず、閉所します。
	登校後	児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、 <u>利用区分2の児童のみ受け入れ</u> を行います。利用区分1の児童は、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、 <u>必ず保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要です</u> 。
キッズクラブ活動中		警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の <u>保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要です</u> 。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※代理の方とは「児童代理引取人届出」(P. 15)に記載された方です。

(2) 特別警報発表時・震度5強以上の地震発生時の対応

※学校の対応に準じます

		特別警報発表時の放課後キッズクラブの対応
学校がない日		放課後キッズクラブはすべて閉所となります。
学校がある日	登校前	放課後キッズクラブはすべて閉所となります。
	登校後	帰宅の安全が確保されるまで、子どもたちは学校で留め置きとなります。
	放課後	帰宅の安全が確保されるまで、利用しているすべての子どもたちは放課後キッズクラブで留め置きとなります。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、スタッフが放課後キッズクラブに到着してから利用可能になります。受け入れ可能になり次第、メールにてお知らせします。

第5章 利用にあたって

5-1 広報誌『キッズ通信』

放課後キッズクラブ（以下、キッズクラブ）から保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。内容については、ぜひ、お子さんと一緒にご確認ください。

(1) 発行日と配付方法

『キッズ通信』は毎月25日ごろに発行し、学校の担任の先生を通じて、全校配付します。

(2) 『キッズ通信』の内容

① 翌月の予定

キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加費、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

土曜日の学校行事（運動会等）後や、学校行事後の代休日の開所時間等、普段と異なる場合のお知らせや、保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③ お知らせとお願い

キッズクラブからのお知らせとお願いを時節に合わせて掲載します。

～『キッズ通信』への写真掲載について～

子どもたちの活動の様子を写真入りで『キッズ通信』に掲載することがあります。また、キッズクラブの紹介のため、『キッズ通信』を学校外の方へお渡しすることもあります。お子さんの写真掲載を希望されない場合は、キッズクラブへお知らせください。

5-2 『利用予定表』の事前提出 ※月ごと・利用区分2のみ

『キッズ通信』に記載されている翌月の予定表をご確認いただいたうえで、毎月指定の締切日までに、翌月分の『利用予定表』を提出してください。

(1) 配付方法

『利用予定表』は、キッズクラブよりお子さんを通じて配付します。

(2) 記入方法

(利用予定表の様式と記入例)

6 JUN

6月キッズクラブ利用予定表

保護者控え

○利用予定日の押印をお願いします。
 ・平日:「午後5時まで」か「午後5時以降」かをお選びいただき、押印をお願いします。
 ・土曜日: 利用予定時間をお書きください。



曜日	
見本	
5時まで	5時以降

日	月	火	水	木	金	土
				1 <small>5時まで 5時以降</small>	2 開港記念日 <small>時～ 時</small>	3 <small>時～ 時</small>
4	5 <small>5時まで 5時以降</small>	6 <small>5時まで 5時以降</small>	7 <small>5時まで 5時以降</small>	8 <small>5時まで 5時以降</small>	9 <small>5時まで 5時以降</small>	10 <small>時～ 時</small>
11	12 <small>5時まで 5時以降</small>	13 <small>5時まで 5時以降</small>	14 <small>5時まで 5時以降</small>	15 <small>5時まで 5時以降</small>	16 <small>5時まで 5時以降</small>	17 <small>時～ 時</small>
18	19 <small>5時まで 5時以降</small>	20 <small>5時まで 5時以降</small>	21 <small>5時まで 5時以降</small>	22 <small>5時まで 5時以降</small>	23 <small>5時まで 5時以降</small>	24 運動会
25	26 運動会代休 <small>時～ 時</small>	27 <small>5時まで 5時以降</small>	28 <small>5時まで 5時以降</small>	29 <small>5時まで 5時以降</small>	30 <small>5時まで 5時以降</small>	

キ リ ト リ

6 JUN

6月キッズクラブ利用予定表

キッズクラブ提出用

締切
5月30日(火)

○利用予定日の押印をお願いします。
 ・平日:「午後5時まで」か「午後5時以降」かをお選びいただき、押印をお願いします。
 ・土曜日: 利用予定時間をお書きください。

年 組 児童氏名

日	月	火	水	木	金	土
				1 <small>5時まで 5時以降</small>	2 開港記念日 <small>時～ 時</small>	3 <small>時～ 時</small>
4	5 <small>5時まで 5時以降</small>	6 <small>5時まで 5時以降</small>	7 <small>5時まで 5時以降</small>	8 <small>5時まで 5時以降</small>	9 <small>5時まで 5時以降</small>	10 <small>時～ 時</small>
11	12 <small>5時まで 5時以降</small>	13 <small>5時まで 5時以降</small>	14 <small>5時まで 5時以降</small>	15 <small>5時まで 5時以降</small>	16 <small>5時まで 5時以降</small>	17 <small>時～ 時</small>
18	19 <small>5時まで 5時以降</small>	20 <small>5時まで 5時以降</small>	21 <small>5時まで 5時以降</small>	22 <small>5時まで 5時以降</small>	23 <small>5時まで 5時以降</small>	24 運動会
25	26 運動会代休 <small>時～ 時</small>	27 <small>5時まで 5時以降</small>	28 <small>5時まで 5時以降</small>	29 <small>5時まで 5時以降</small>	30 <small>5時まで 5時以降</small>	

- ① 『キッズ通信』の翌月の予定表をご確認いただき、利用予定日に押印をお願いします。
 - ・午後5時までの利用（おやつなし）の場合は「5時まで」欄に押印をお願いします。
 - ・午後5時過ぎも利用（おやつあり）の場合は「5時以降」欄に押印をお願いします。
 - ② 土曜日等の利用予定については、「利用予定時間」を記入のうえ、押印をお願いします。
 - ③ 「保護者控用」・「キッズクラブ提出用」の両方に、同じ内容が記入されていることをご確認のうえ、「キッズクラブ提出用」を、放課後キッズクラブのスタッフにお渡しください。
- ※提出は、保護者の皆さま・お子さんのどちらからでも構いませんが、お子さんから提出していただいた場合、保護者の方への受領の確認連絡は行いません。

5-4 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズクラブへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、A棟4階のキッズクラブまで行きます。
A棟を使用している学年のお子さんは上履きのままキッズクラブに行きます。
B棟を使用している学年のお子さんはキッズ専用上履きをご用意いただきます。
- ② 上履きを脱いで、上履き入れに入れたら、お教室で『参加カード』をキッズクラブのスタッフに渡してください。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、キッズクラブを利用してください。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物は、随時『キッズ通信』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

① 平日（学校がある日）の持ち物について

- ・参加カード（利用日に「帰宅時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入あり）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・上履き（キッズ専用の上履きを使用します）※B棟昇降口を使用する学年のお子さんのみ

② 土曜日等（学校がお休みの日）の持ち物について

平日の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。

- ・お弁当（12時～12時30分に利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）

③ キッズクラブに持ってきてはいけないもの

- ・学校に持って来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）
- ・その他、学校のきまりに準じます

(3) 帰り方（「一斉下校（ひとり帰り）」と「お迎え」）

キッズクラブからの帰り方には「一斉下校」と「お迎え」の2種類があります。「一斉下校」の最終時刻までは、お子さんだけで帰宅できます。「一斉下校」の最終時刻以降は「お迎え」が必要となります。

また、「お迎え」が必要な場合であっても、午後5時までの利用には、おやつを提供はなく、利用料も発生しません。午後5時を過ぎても利用する場合には、おやつを提供があります。

①一斉下校

一斉下校での帰宅時刻は次のとおりです。一斉下校で帰宅する場合は、次の表の一斉下校の最終時刻より遅い時刻にならないようご注意のうえ、『参加カード』に記入してください。

時期	一斉下校の最終時刻
4月～9月	午後5時00分
10月～11月	午後4時30分
12月	午後4時00分
1月～3月	午後4時30分
新1年生のみ 4月	全員お迎え

②お迎え

お迎え予定時刻を『参加カード』に記入してください。

お迎えに来た際は

1. 正門と昇降口のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を教えてください
(西門は使用できませんのでご注意ください)
2. A棟4階のキッズルームまでお越しください。

※「利用区分1」ではお迎えが午後5時を過ぎた場合、1回800円の利用料がかかります。

※ 時間はキッズクラブに設置してある電波時計を基準とします。

【代理引取り人について】

「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書の提示をお願いすることがあります。この届出は、緊急時の代理引取人届出も兼ねています。

第6章 その他

6-1 ご意見・ご要望等について

キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、深谷小学校放課後キッズクラブまたは運営法人（株式会社理究キッズ）までご相談ください。

6-2 お問い合わせ先

*日々の利用に関するお問い合わせ・登録内容の変更など

深谷小学校放課後キッズクラブ TEL：852-7524 FAX：同左

*利用料引き落とし、その他のお問い合わせ

運営法人 株式会社 理究キッズ

放課後キッズクラブ問い合わせ窓口 TEL：0800-800-1149 FAX：461-6541

お客様相談室 TEL：0120-009-951

*キッズクラブ制度に関わるお問い合わせ

横浜市戸塚区こども家庭支援課 TEL：866-8485 FAX：866-8473

横浜市こども青少年局放課後児童育成課 TEL：671-4068 FAX：663-1926

☆☆☆保護者説明会でのQ&A☆☆☆

Q1. いつ開いていますか？

A1. 「入会のしおり」P.1にある通り、日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除いて毎日開所いたしますが、学校長の指示により閉所になることもあります。事前にお知らせいたしますので、ご確認ください。

Q4. おやつは午後5時以降は必ず出されるのですか？

A4. はい。午後5時以降もご利用になるお子さま全員にお出しいたします。アレルギーがあるお子さまにつきましては、各キッズクラブまでお申し出ください。



Q7. 習い事があるので、子どもだけで一時外出してもいいですか？

A7. お子さんだけで一時外出する場合は、一斉下校の最終時刻前であれば、お子さまだけの出入りは可能です。一方で一斉下校の最終時刻を過ぎていれば、送迎が必要です。また学校によっては学校長の判断により不可の場合があります。

Q2. 定員を超えての登録はできますか？

A2. 「入会のしおり」P.2に定員について記載がございますが、午後5時以降も放課後キッズクラブをご利用になる、利用区分2にご登録される方のみが対象となります。

横浜市の規定に従い、定員数を決めておりますが、万が一一定員数を超えてしまうようであれば、定員数の再設定ができないか、区役所と相談いたします。



Q5. 利用区分2→1、利用区分1→2の変更は可能ですか？

A5. はい、可能です。1か月単位での変更ができます。

変更をご希望の際は、「利用区分変更申込書」をキッズクラブからお受け取り、必要事項をご記載の上、変更する月の前月中にご提出ください。なお、年度内で初めて利用区分を1から2に変更される場合は、別途証明書が必要です。

Q8. 「入会のしおり」P.5にあるメールサービスはガラケーでも大丈夫ですか？

A8. メールの受信はガラケー（フィーチャーフォン）でも可能です。ご家庭にスマートフォンもパソコンもない場合のご登録につきましては、キッズクラブまでご相談ください。



Q3. 利用区分2登録に必要な証明書はどこでもらえますか？

A3. 利用区分2でご登録される際に必要な各種証明書につきましては、キッズクラブにご用意しておりますほか、弊社HPからもダウンロードできるようにご用意しております。証明書の書き方もHPにてご説明しておりますので、ご参考になさってください。

【専用HP】

<http://riq-gakudou.com/>

Q6. お迎えが午後7時に間に合わない場合はどうなりますか？

A6. 午後7時以降のお預かりをすることは難しいため、必ず午後7時に間に合うようにお迎えにお越しいただきますようお願いいたします。



Q9. 口座登録は全員必要ですか？

A9. はい。放課後キッズクラブでは現金を取り扱わないようにするために、皆様に金融機関の口座のご登録をお願いしております。ご登録方法はP.5～6「3-3」をご参照ください



Q10. 利用申込書はどこに提出すれば良いですか？

A10. 「放課後キッズクラブ」までご提出ください。平日放課後～午後7時、土曜午前8時30分～午後7時にて開所しております。ご都合の合わない場合はご相談ください。



2019年度 横浜小学校 放課後キッズクラブ利用申込書

次のとおり横浜小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら		性別 (○囲み)	キッズ (学校) から自宅までの略図
氏名	横浜 さくら		男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	
学校名	市立 <input checked="" type="radio"/> 国立 <input type="radio"/> 私立 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/> (○囲み) 横浜小学校			4月からの学年を記入。 組はわかるまでは空欄で提出可。 (新年度にスタッフが記入します。)
生年月日	2011 年 11 月 23 日	学年・組	1 年 組	
利用区分※1 (○囲み)	<input checked="" type="radio"/> 1. 利用区分1※2 (利用料: 無料、利用時間~17時) <input type="radio"/> 2. 利用区分2※3 (利用料: 5,000円/月、利用時間~19時) 【留守家庭児童のみ】			
利用申込理由 (複数回答可) (○囲み)	1. 保護者が就労等により不在 2. 友達の遊び場として <input checked="" type="radio"/> 3. 子どもが希望したから 4. その他 ()			
利用開始希望日	2019 年 4 月 20 日			枠内に入り切らない場合は、別紙でご提出ください

※1 本申込書を提出したのち、利用区分を変更する場合は、「利用区分変更申込書」を提出してください。

※2 区分1の児童は区分2の当日の利用児童数が定員を超えない場合は17時以降の利用も可能です (利用料: 800円/回、おやつ代: 100円/回)。

※3 利用区分2に登録する場合は、保護者の方の就労証明等の提出が必要です。

II 保護者・連絡先

保護者代表	ふりがな	よこはま たろう		同じ学校に在籍している 兄弟姉妹 (いる場合に記入)
	氏名	横浜 太郎	【続柄 父】	
緊急時等連絡先	住所	〒000-0000 中区港町1-1-804	利用児童との続柄を 記入(以降同じ。)	5 年生 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 <input type="radio"/> (名) 横浜 次郎
	連絡先①	氏名: 横浜 花子 【続柄 母】 携帯電話: 090-0000-0000 電話 (勤務先 <input checked="" type="radio"/> 自宅 <input 3"="" type="radio>): 045-000-0000
 携帯メールアドレス: h-yokohama@XXX.ne.jp </td> <td rowspan="/> 傷害見舞金制度 負担金払込取扱票 「振替払込請求書兼受領書」 原本は必ずご家庭で 保管してください。 ※未納の場合は利用申し込みを 受け付けられません。		
連絡先②	氏名: 横浜 花子 【続柄 母】 携帯電話: 電話 (勤務先 <input checked="" type="radio"/> 自宅 <input 2"="" type="radio>): 03-0000-0000
 携帯メールアドレス: </td> </tr> <tr> <td>連絡先③</td> <td colspan="/> 氏名: 横浜 太郎 【続柄 父】 携帯電話: 080-0000-0000 電話 (勤務先 <input checked="" type="radio"/> 自宅 <input 4"="" type="radio>): 044-0000-0000
 携帯メールアドレス: t-yokohama@Y... </td> </tr> <tr> <td colspan="/>		【振込日: 2019年 3月 2日】	

※連絡先①→②→③の順で児童の出欠席確認や急病時等に連絡することがあります。

必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

Ⅲ 保護者の就労状況 利用区分にかかわらず、世帯を一つにする保護者の就労状況について記入。

保護者氏名	続柄	勤務先名称	就労等により昼間不在となる曜日（○囲い）及び週日数
横浜 太郎	父	(株) ○○○ ●●部●●課	月・火・水・木・金・土 (週 5 日)
横浜 花子	母	X X X (株) ▲▲支店	月・火・水・木・金・土 (週 3 日)

Ⅳ 児童代理引取人届出

代理人氏名	続柄	住所	電話番号
横浜 春子	祖母	中区港町 1-1-805	045-000-0001
○○クラブ 育成 智子	クラブ 職員	中区港町 1-1-806 (クラブ所在地)	045-000-0002

- ・代理人は保護者以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- ・当該代理人がお迎えに来られた際には、本人確認を行う場合があります。免許証等、身分を証明できるものをご持参ください。
- ・当該項目が空欄の場合、引取人は、保護者の方のみとさせていただきます。

Ⅴ 利用希望日・帰宅予定時刻等

曜日	利用希望日 (○)	帰宅予定時刻	迎いの有無 (○囲み)	迎え予定者	備考
月	○	16時 30分	有・無	なし	
火	○	16時 30分	有・無	なし	
水	○	18時 00分	有・無	クラブ職員	
木	○	16時 00分	有・無	祖母	プール(習い事)に行きます
金	○	16時 30分	有・無	なし	
土		時 分	有・無		

- ・帰宅時刻が一斉下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取人によるお迎えをお願いします。
- ・帰宅予定時刻は、午後7時を過ぎることはできません。

Ⅵ 利用児童の健康状態等の配慮すべき事項(アレルギー等)

食物アレルギーの有無	無・有 →ある場合は「学校生活管理指導表」の写しを提出してください。
アレルギーのある食物 (「有」の場合に記載)	卵・小麦

- ・学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患がある等の理由で、「学校生活管理指導表」の写しの提出ができない場合は、医師の診断に基づく書類の写しを提出ください。
- ・食物アレルギーが「有」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

Ⅶ その他健康状態等の配慮すべき事項

健康状態等の 配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏湿布)	児童の 平熱	36.2度
-------------------	----------------	-----------	-------

- ・児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を希望する・希望しない(どちらかを○囲み)

Ⅷ 同意事項

児童が放課後キッズクラブを利用するのに際し、必要に応じ、放課後キッズクラブ運営主体者が学校長等に当該児童の状況を確認することを認めます。署名: 横浜 太郎

★本申込書に記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません★

→ 横浜小学校放課後キッズクラブの利用について、詳しくは「入会のしおり」をご確認ください。

放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

次のとおり放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら		性別	女	生年月日	2011年 10月 30日	
氏名	横浜 さくら						
学校名	<input checked="" type="radio"/> 市立・国立・私立・その他 (○囲み) 横浜小学校			学年組	2年 1組		
利用区分 (○囲み)	1. 利用区分1 (利用料: 無料、利用時間: 17時まで) <input checked="" type="radio"/> 2. 利用区分2 (利用料: 5000円、利用時間: 19時まで) 【留守家庭児童のみ】						
利用申込理由 (複数回答可、○囲み)	<input checked="" type="radio"/> 1. 保護者が就労等により不在		2. 友達の遊び場として				
	3. 子どもが希望したから		4. その他 ()				
利用区分変更月	2019年 8月						

利用区分1から利用区分2に変更する場合は、保護者の就労証明書等を提出する必要があります。

II 保護者の就労状況

保護者氏名	続柄	勤務先名称	就労等により昼間不在となる曜日 (○囲み) 及び週日数
横浜 太郎	父	(株) ○○○ ●●部●●課	月・火・水・木・金・土 (週 5日)
横浜 花子	母	××× (株) ▲▲店	月・火・水・木・金・土 (週 5日)

III 利用希望日・帰宅予定時間等

曜日	利用希望日 (○)	帰宅予定時刻	迎えの有無 (○囲み)	迎え予定者	備考
月	○	18時00分	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	母	
火	○	18時00分	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	母	
水	○	18時00分	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	クラブ職員	育成 次郎
木	○	18時00分	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	祖母	
金	○	18時00分	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	母	
土		時 分	有・無		

※ 帰宅予定時刻が一斉下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取人によるお迎えをお願いします。

※ 帰宅予定時刻は、午後7時を過ぎることはできません。

この利用区分変更申込書は、既に「放課後キッズクラブ利用申込書」により
利用登録が済んでいる方が対象です。

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者（その子供の親、または親に代わって養育している者）のものを提出してください。（用紙が必要な方は放課後キッズクラブまでお問い合わせください。）

横浜 小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者 様

【就労者記入欄】 **就労者ご本人が記入する欄です。**

就労者住所	横浜市中央区●●●		
就労者氏名	横浜 花子	児童から見た続柄：	母
放課後キッズクラブ名	横浜	小学校放課後キッズクラブ	
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜 さくら	第 2	学年
	横浜 すみれ	第 4	学年
		第	学年

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	平成 ● 年 4 月 1 日から	
現在の雇用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中（ 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始	
雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他（ ） ◆雇用契約期間が決まっている場合 → 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定	
勤務先（派遣先）の名称	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 株式会社○○物産 横浜支店	
勤務先（派遣先）の所在地	※【証明欄】と同じ場合は記入不要 横浜市○区港町▲-▲	
就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方
	◆勤務時間 9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ① 時 分 ～ 時 分 (月 回)
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 9 時 30 分 ～ 17 時 00 分	② 時 分 ～ 時 分 (月 回) ③ 時 分 ～ 時 分 (月 回)
備考	◆勤務日数 平均 5 日/週	

雇用期限がある方は、更新の都度、すみやかに就労証明書を提出してください。

育児短時間制度取得者については、通常の勤務時間に加え、育児短時間制度利用時の勤務時間を記入してください。

※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

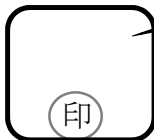
押印をお願いします。

平成 ● 年 3 月 20 日

(事業所所在地) **横浜市中区港町●-●**

(事業所名) **株式会社○○物産 本社**

(代表者職氏名) **関内 みなと**



(電話番号) ○○○-○○○○

★傷害見舞金制度負担金のお振り込みと 放課後キッズクラブの利用申し込み方法について★

《利用申し込みの手順》

(1) 放課後キッズクラブから配付される、専用の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMで傷害見舞金制度負担金をお振り込みください。傷害見舞金制度負担金は、**登録児童1人につき年額500円**(兄弟姉妹の2人が放課後キッズクラブに登録する場合は1,000円)がかかりますので、払込取扱票は1人1枚ご使用ください。

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。

払込取扱票 通符払込料金 加入者負担 振替払込請求書兼受領証

02 横浜 0102209 44438 500

横浜市放課後児童育成事業推進協議会

小学校名 横浜 小学校

おことし (-231-0017) 横浜市中区港町1-1-804

おなまえ 横浜 太郎

おなまえ (お子様のおなまえ) 横浜 さくら

電話番号 045-123-4567

ご自宅の住所を記入してください。(学校の住所ではありません。)

保護者の方のお名前を記入してください。

(2) お振り込み後、受け取った「ご利用明細票」(窓口を利用した場合は「振替払込請求書兼受領証」)のコピーをとり、コピーを「放課後キッズクラブ利用申込書」に貼付します。

★原本は必ずご家庭で保管してください。

ご利用明細票

振替払込請求書兼受領証

横浜小学校放課後キッズクラブ参加申込書

〇〇法人 横浜キッズ協会 理事長 平成25年3月18日

次のとおり、横浜小学校放課後キッズクラブへの参加を申し込みます。

参加児童 名前 よこはま さくら 性別 女 生年月日 平成17年5月13日生

氏名 横浜 さくら

学校名 横浜市立横浜小学校 学年・組 2年 組

参加区分 (C編み) ② 午後5時以降も希望 (参加料月額5,000円)

※本市立児童育成事業 本市市民所得割非課税世帯は2,500円となりますので、非課税を証明する書類(原本)を添付してください。

理由 ①: 保護者が従事等により不在のため ②: 友だちとの遊び場として子どもが希望したから ③: その他 ()

25年4月10日から参加を希望

保護者氏名 中区港町 4年 すみれ

〒 671-1153 TEL: 663-1926

日頃連絡可能な連絡先 横浜キッズ協会 TEL: 045-123-4567

その他の連絡先 ① 横浜キッズ協会 TEL: 045-123-4567

② 横浜キッズ協会 TEL: 045-123-4567

③ 横浜キッズ協会 TEL: 045-123-4567

※学校から自宅までの経路

学校 小児科

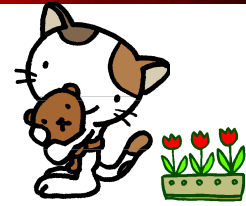
ひまわり団地 マクドナルドの店舗 04号室

振込日を必ず記入してください。

(3) 「利用申込書」に必要事項を記入して、放課後キッズクラブに提出してください。

★傷害見舞金制度負担金をお振り込みいただいただけでは、利用申し込み手続きは完了しませんのでご注意ください。

傷害見舞金制度に関するQ&A



Q1 傷害見舞金制度負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A1 はい。傷害見舞金制度負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q2 どのように負担金を支払えばよいのですか？

A2 専用の「払込取扱票」を用いて、ゆうちょ銀行または郵便局のATMで500円を振り込んでください。（振込手数料は、この500円の中に含まれています。）

負担金を振り込んだ後、「ご利用明細票」（窓口をご利用の場合は「振替払込請求書兼受領証」）（以下、「ご利用明細票」等）のコピーをとり、コピーを必ず「利用申込書」に貼付して、各キッズに提出してください。なお、その際、振り込み日も忘れずに記入してください。「ご利用明細票」等の原本はご家庭で保管してください。

なお、専用の「払込取扱票」は、各キッズで配付しています。

Q3 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A3 1人あたり年額500円ですので、この場合2人で1,000円となります。

Q4 ゆうちょ銀行以外の銀行で振り込みたいのですが、だめですか？

A4 振込手数料など必要なコストを比較した結果、ゆうちょ銀行が最も安価なので、ゆうちょ銀行のみの取り扱いとさせていただきます。

Q5 振り込みに行く時間がありません。子どもに500円を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？

A5 利用申し込みの際、振り込んだ後に受け取る「ご利用明細票」等のコピーを利用申込書に貼付する必要がありますので、保護者の方が振り込まれますよう、ご協力をお願いします。

Q6 1日だけのイベントへの参加でも傷害見舞金制度負担金を支払うのですか？

A6 はい。1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に傷害見舞金制度負担金をお支払いください。

Q7 新1年生で様子を見るために利用したいのですが、負担金を支払わないと利用できないのですか？

A7 新1年生については、4月末までに負担金をお支払いいただければ、4月1日にさかのぼって見舞金を支給します。よって、試しに利用した時に万が一事故がありましたら、後で負担金をお支払いいただければ、見舞金支払の対象となります。

次ページに続きます

Q8 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのですか？

A8 転入先が横浜市内の小学校であれば、引き続き継続可能です。ただし、転入先の学校のキッズクラブの利用申込書にも、以前振り込んだ際の「ご利用明細票」等のコピーを貼付してください。コピーがない場合は、以前参加していたキッズにお問い合わせ下さい。

Q9 キッズを途中でやめたのですが、負担金の500円は返還してもらえますか？

A9 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q10 負担金を振り込んだのですが、「ご利用明細票」等を紛失してしまい、コピーもありません。どうすればよいでしょうか？

A10 各キッズにご連絡ください。

確認の際には郵便局名と振込日が必要となりますので、お知らせください。

Q11 見舞金支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A11 見舞金支払の対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激かつ偶然の事故」による傷害です。

したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しませんので、見舞金支払の対象にはなりません。

Q12 子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害見舞金は出るのですか？

A12 はい。1日だけの通院でも見舞金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には見舞金の対象とならない場合があります。また、見舞金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。

Q13 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。

A13 キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。

活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、見舞金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。

後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。

この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

